

e-Taxまたは郵送での申告にご協力を 確定申告

確定申告に関して
豊田税務署
☎0565-35-7777
自動音声案内「0」

市民税・県民税に関して
税務課(市民税担当)
☎32-8003
FAX32-2585

申告・相談期間
2月16日(火)～3月15日(月)

確定申告とは1月1日から12月31日までの1年間に発生した全ての所得をとりまとめて所得税を計算し税務署へ申告して納税する手続きのことで、ご自分で確定申告を行う必要があるかは国税庁ホームページをご確認ください。



ホームページ



確定申告の方法

申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症対策のため、安心・安全な自宅からのe-Taxまたは郵送による提出にご協力ください。

パソコン・スマートフォンで申告

国税庁ホームページにアクセス



確定申告書等作成コーナー

画面の案内に従い入力

提出は、
e-Taxまたは郵送でOK!

操作にお困りの人は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ電話 ☎0570-01-5901

申告書を記入して郵送などで申告

次のいずれかで申告書を入力

- 国税庁ホームページからダウンロード
 - 2月1日(月)以降に市役所2階税務課、サンネットで配布
- ※配布できる申告書には限りがあります。



ホームページ

申告書に
必要事項
を記入

次のいずれかで提出

- 2月1日(月)以降に市役所2階税務課、サンネットへ直接
 - 豊田税務署(〒471-8521 豊田市常盤町1-105-3)へ郵送、または直接
- ※豊田税務署は土・日祝日、執務時間外でも「時間外提出箱」に提出できます。
※提出箱や郵送で提出する場合で申告書控に受付印が必要な人は、控用と返信用封筒(要切手)を同封してください。

■納税および還付について

納税は、安心して便利な振替納税をご利用ください。

税目	申告・納税期限	口座振替日
申告所得税・復興特別所得税	3月15日(月)	4月19日(月)
消費税・地方消費税	3月31日(水)	4月23日(金)

※振替納税は、申告・納税期限までに確定申告書を提出された場合に限りです。還付される税金がある場合には、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に振込先金融機関名、支店名、預金種類および口座番号(ゆうちょ銀行の口座への振り込みの場合は記号および番号)を正確にご記入ください。



自宅で申告にお困りのときのお問い合わせ集

タックスアンサー

税の質問に対する回答を税金の種類別やキーワードで検索することができます。



ホームページ

動画でみる確定申告

確定申告の内容別に分かれた動画を配信しています。



ホームページ

チャットボット

AI(人工知能)チャットボットに質問内容を入力すると自動で回答します。



ホームページ

！ 事前の電話予約が必要です

みよし市役所申告会場

2月16日(火)～3月15日(月)の平日
9:00～11:00、13:00～16:00

場所 みよし市役所3階研修室1・2・3

受付 電話予約制 ☎0561-76-5116

予約は1月25日(月)～3月12日(金)の平日9:00～16:30
※前日までに必ず予約してください。**予約がない人は受け付けができません。**空いている早い日時から順にご案内します。

対象 所得税のうち給与所得者・年金受給者の申告相談

※次に該当する人は、みよし市役所申告会場で相談できません。下記の豊田市福祉センター申告会場をご利用ください。

みよし市内在住でない人、住宅借入金等特別控除がある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地がある人、土地・建物・株式などの譲渡や贈与があった人、株の配当があった人、外国において支払われる公的年金があった人、消費税の申告が必要な人

！ 入場整理券が必要です

豊田市福祉センター申告会場

2月12日(金)～3月15日(月)の平日
9:00～17:00

※2月21日(日)、28日(日)は開設

場所 豊田市福祉センター4階(豊田市錦町1-1-1)

受付 当日、会場で入場整理券を配布

※オンラインでの事前発券も予定しています。詳しくは国税庁ホームページ、広報みよし2月号でお知らせします。

対象 所得税・消費税(個人)・贈与税の申告相談

【住宅借入金等特別控除に関する説明会】

令和2年中に住宅ローンなどを利用して自宅を新築、または購入した人が対象の説明会です。住宅借入金等特別控除については国税庁ホームページをご覧ください。

日時 2月12日(金)・15日(月)9:00～17:00



ホームページ

「豊田市福祉センター申告会場」の開設期間以外の平日は、豊田税務署で申告相談を行います。1月20日(水)までの相談は電話での事前予約(☎0565-35-7777(自動音声案内「2」))、1月21日(木)以降の相談は入場整理券が必要です。

☑ 申告会場、説明会、相談会への持ち物チェックリスト

- 所得金額の分かるもの(源泉徴収票の原本など)
- 各種控除証明書の原本
- 筆記用具、電卓
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- マイナンバーカード
(または、通知カードと運転免許証など)



※会場では定期的に換気を行いますので暖かい服装でご来場ください。

- 申告者名義の預貯金口座番号の分かるもの
(還付申告の場合)
- 昨年までに電子申告に係る利用者識別番号の交付を受けた人は、その通知書など利用者識別番号の分かるもの
- 以前申告相談会場を利用した人は、確定申告書の控えのに入った封筒
- 税務署から確定申告書、確定申告書のお知らせの封書、またははがきが送られてきた人はその書類

--- 確定申告にあたっての留意事項 ---

■医療費控除

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」が必要となりました。申告会場を利用し医療費控除を受ける人は、**完成した明細書を必ず持参してください。**なお医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

■ふるさと納税

ふるさと納税のワンストップ特例の適用を申請しており確定申告をする人は、ワンストップ特例が適用されなくなります。控除を受けるには、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

マイ・シティ・レポートの運用を開始します 広報情報課 ☎32-8357 FAX76-5702

市民の皆さんがレポーターとなって、道路の異常や公園施設の破損などを専用のアプリ(マイ・シティ・レポート)を利用して市に通報していただく仕組みを導入しました。

市と市民の皆さんとが課題を共有し、協働で解決していくことで安全で住みよいまちづくりを推進していきます。

利用開始は1月4日(月)からです。皆さんのご協力をお願いします。

【アプリの入手方法】

お使いのスマートフォンで右のコードを読み取る、または各アプリストアで「My City Report」を検索し、アプリをダウンロードしてください。

【レポートの対象】

次のような異常を発見したときに、アプリを利用して通報してください。

- ▶ 道路舗装の穴、ひび割れ、段差などの道路の異常
- ▶ ガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設の破損
- ▶ 遊具やベンチなど、公園施設の破損

※通報された施設が市の管理ではない場合、市から管理者に情報提供します。



詳しいアプリの登録やレポートの方法はホームページをご覧ください。



iPhone 版



Android 版



使い方

【利用上の注意事項】

- ▶ アプリは無料ですが、ダウンロードおよび利用中のデータ通信にかかる費用は自己負担となります。
- ▶ 通報された内容は緊急性・危険性を確認し、優先度の高いものから対応します。必ずしも全ての通報に直ちに対応するものではありません。
- ▶ 通報内容の確認は開庁時に行います。特に緊急性が高い場合は、各担当課まで電話で連絡してください。

冬季企画展 第39回ひな人形展 歴史民俗資料館 ☎34-5000 FAX34-5150

毎年恒例のひな人形展を開催します。ひなまつりに飾られた人形を多数展示します。また期間内には県内の博物館、資料館のひな人形を巡るスタンプラリーもあわせて実施します。こちらにもぜひご参加ください。

費用 無料

資料館の ひな 人形

1月30日(土)~3月14日(日)
9:00~16:30 ※休館日は毎週月曜日です。
歴史民俗資料館



7段飾りの屏風段飾りひな人形



押絵ひな



御殿飾りひな人形

固定資産税(償却資産)の申告 税務課 ☎32-8019 FAX32-2585

1月1日現在、市内に償却資産(土地家屋以外の構築物・機械・器具・備品など事業用資産)を所有している人は申告が必要です。昨年度に申告した人には、令和2年12月中旬に申告書を郵送しましたので、必要事項を記入し申告してください。今回新たに申告が必要な人は、税務課資産税担当へご連絡ください。不申告や虚偽の申告があった場合は、地方税法に基づく過料または罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

申告 2月1日(月)までに申告書を税務課へ郵送、または直接

※申告期限の直前は窓口が大変混み合います。1月18日(月)までの申告にご協力ください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

事業用資産の固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小事業者などが所有する償却資産、事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税、都市計画税が軽減されます。

内容 令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期間と比べて30%以上50%未満の減少の場合1/2、50%以上の減少の場合全額を軽減

対象 中小事業者など(法人、個人)

申告 2月1日(月)までに特例申告書、収入減を証する書類、特例対象資産一覧(事業用家屋がある場合)をそろえて提出

新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例についての変更点

納税課 ☎32-8051 FAX76-5103

新型コロナウイルスの影響を受け収入が減少した人を対象とする市税の徴収猶予の特例において、猶予の対象となる市税の税目に変更があります。

！ 変更点について

申請できる税目が令和3年2月1日までに納期限が到来する税目に変更されました。

※「地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)」の一部の規定が施行され、猶予の対象となる市税が「令和3年1月31日までに納期限が来る税目」から「令和3年2月1日までに納期限が来る税目」になりました。

【変更に伴い追加で申請できる市税】

令和2年度市県民税(普通徴収分)第4期、令和2年度国民健康保険税第7期など

【徴収猶予された場合のメリット】

猶予期間内の延滞金が免除されます。また今回の特例により猶予を受ける場合は、担保の提供は必要ありません。

【申請について】

対象 納税者、特別徴収義務者

※法人、個人(個人事業主・正社員・パートやアルバイト)

申請 各納期限までに提出書類を納税課へ郵送、または直接

※既に納期限を経過した税目、納付済みの税目については申請できません。

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、原則郵送での申請をお願いします。

※申請方法、提出書類など詳しくはホームページをご確認ください。



ホームページ

市税などの納期 納税課 ☎32-8051 FAX76-5103

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

区分	納付期限
市県民税(普)	4期 2月1日
固定資産税・都市計画税	4期 3月1日
国民健康保険税(普)	7期 2月1日
後期高齢者医療保険料(普)	8期 3月1日
介護保険料(普)	

みよし市の人口

(令和2年12月1日現在)

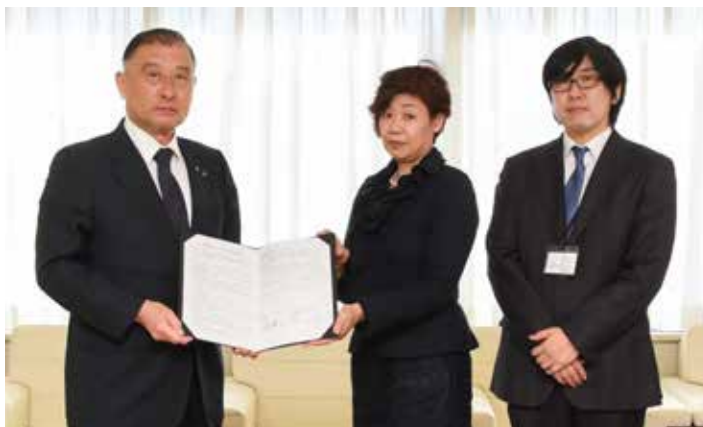
人口 61,282人(+27人)
男性 31,448人(+17人)
女性 29,834人(+10人)
世帯数 24,672世帯(+52世帯)

※()は前月比

福祉避難所としての施設利用に関する協定締結

防災安全課 ☎32-8046 FAX76-5702

12月1日、福祉避難所としての施設利用に関する協定締結式が行われ、小野田賢治市長と社会福祉法人あさみどりの風理事長の熊谷かの子さんが協定書に署名しました。この協定は、市内で災害が発生、または発生する恐れがある場合に、社会福祉法人あさみどりの風の施設を福祉避難所として利用することを可能とするものです。社会福祉法人あさみどりの風は、市内で福祉施設を展開しており、この協定により一般の避難所での共同生活が困難な人が安心して避難できる場所として活用されることが期待されます。

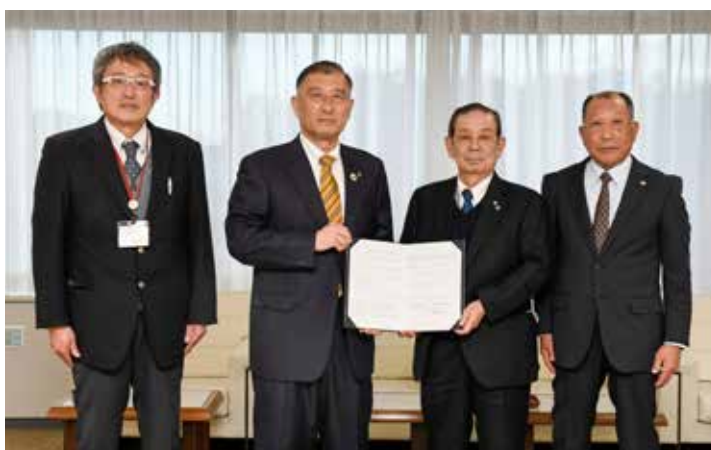


▲左から小野田賢治市長、熊谷かの子さん、社会福祉法人あさみどりの風管理者の柿下大悟さん

みよし市安全・安心なまちづくりに関する協定締結

防災安全課 ☎32-8046 FAX76-5702

12月3日、みよし市安全・安心なまちづくりに関する協定締結式が行われ、小野田賢治市長とみよし商工会会長の鱧部兼道さん、みよし商工会運輸分科会会長の鈴木卓生さんが協定書に署名しました。この協定は、市とみよし商工会の相互連携を強化し市内の安全安心なまちづくりを推進するものです。みよし商工会運輸分科会は、歩行者保護モデルカー活動、交通安全運動の立哨活動などに協力いただいております。今後も安全安心に関わる活動を連携して実施していきます。



▲左からみよし商工会事務局長の柘植誠さん、小野田賢治市長、鱧部兼道さん、鈴木卓生さん

文芸みよしの発刊 文化協会 サンライブ内 ☎34-3111 FAX34-3114

市制施行10周年記念文芸みよしを発刊しました。多くの作品を応募いただきありがとうございました。文芸みよしは中央図書館、市内小・中学校、各行政区事務所、市内老人憩いの家に設置しています。ぜひご覧ください。

文芸みよしとは

文化協会が年一回発行している文芸誌です。短歌部会、俳句部会員の作品に加え、今年度は市制施行10周年記念として市内小・中・高等学校、一般の人から公募した作品を掲載しています。ぜひお楽しみください。



パブリックコメント スポーツ推進計画改訂版

スポーツ課 ☎32-8027 FAX34-6030 ✉sports@city.aichi-miyoshi.lg.jp

市では多くの市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、生涯スポーツ、競技スポーツ、障がい者スポーツの発展を目的に「スポーツ推進計画」を策定しています。令和2年度が計画の中間年となるため、現在、計画の見直しを進めています。その案がまとまりましたので、皆さんにお知らせし意見の募集を行います。詳しい内容は、右記期間中に市役所1階情報プラザ、サンネット、市ホームページでご覧になれます。



ホームページ

【意見の提出方法】

任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、1月5日(火)～2月5日(金)にスポーツ課へ郵送、ファクス、メールまたは直接持参
※口頭および電話での受け付けは行いません。
※意見に対する個別の回答はしません。

小・中学校入学説明会 学校教育課 ☎32-8026 FAX34-4379

令和3年度、小・中学校に入学する子を対象に、入学説明会を実施します。小学校の入学説明会の案内は、1月上旬頃、各保育園・幼稚園で配布、または学校教育課から送付します。中学校の入学説明会の案内は、各小学校で配布

します。内容を確認していただき、入学する子どもと一緒にご出席ください。やむを得ず欠席する場合は、事前に入学予定の学校へご連絡ください。

NEWS 119 尾三消防 尾三消防組合 ☎38-0119

みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

住宅用火災警報器を設置しましょう

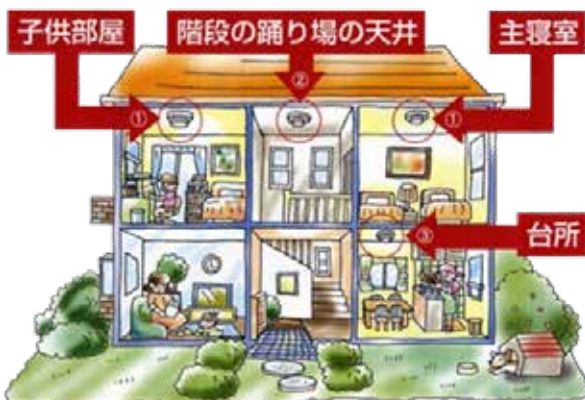
住宅用火災警報器は、火災発生時に煙や熱を感知して火災の発生を音声や警報音で知らせてくれます。火災を早期に見つけることができれば、早期避難はもとより、火災の初期段階で通報や消火ができ被害を軽減できます。住宅用火災警報器は一般住宅などを対象に設置が義務づけられて

います。ホームセンターや家電量販店などで購入できるので、まだ設置されていない家は家族の命を守るためにも住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。



■こんなところが設置場所

設置義務のある場所は、次のとおりです。正しく設置されているか確認しましょう。



【注意点】

- 寝室として使用すれば、子ども部屋や和室も対象です。
- 階段は原則2階以上に寝室がある場合に限りです。

■定期的に自主点検を

火災発生時の作動不良を防ぐために、定期的に自主点検しましょう。住宅用火災警報器の点検は、ひもを引くか、ボタンを押すかで非常に簡単に点検できます。また住宅用火災警報器の機器寿命は、一般的に製造からおおむね10年です。自主点検で次の症状を確認したら取り替えるようにしましょう。



☑ 自主点検チェックポイント

- 変形、破損している。
- 製造から10年経過している。
- 自主点検で故障の音声が届く。
- 自主点検で音が鳴らない。